

くらしのパートナー

■発行/文京区消費生活センター 〒112-8555 東京都文京区春日1-16-21
文京シビックセンター地下2階 TEL 5803-1105 FAX 5803-1342

もくじ
還付金詐欺の電話に注意…………… 1
特定商取引法の改正…………… 2
消費生活出前講座のお知らせ… 4

かんぷきんさぎ 還付金詐欺

「医療費が戻ってくる」という電話に注意しましょう!



事例1 区役所の健康保険課から電話があった。「医療費の還付金がある。還付額は2万円だ。手続きの締切りが過ぎてしまい期間外手続きになる。スーパー横の無人ATMの前に着いたら電話をかけてほしい」と言われ、電話番号を教えられた。今、ATMの前にいる。教えられた電話番号にかけても問題ないか。

事例2 「厚生労働省の担当者」と名乗る人から「平成24年～28年度の5年間で、保険点数の小数点切り捨ての累積があり、2万4268円が返金される。書面を送ったが届いていないか」と電話があった。「届いていない」と答えると、「本日15時までなら、銀行で手続きができる。通常は手数料がかかるが、口座の残高が50万円以上あれば手数料がかからない。口座のある銀行はどこか」と聞かれたので銀行名を教えた。「後で、その銀行から電話があるので、身分証明書、キャッシュカードを用意して待つように」と言われた。私の6ケタの整理番号は「498977」だという。信用できるか。

これらの事例は、「還付金詐欺」と呼ばれる振り込み詐欺のひとつです。区役所などの公的機関の職員を名乗って電話をかけてきて、「書類を送ったのに手続きをしていない」「締切りが過ぎているが今なら間に合う」と言い、冷静に考える

時間を与えません。また、「後で銀行の本店から電話がある」などと複数の機関の名前を挙げて巧みに信用させます。

ATMの前で教えられた電話番号に電話をかけると、手続きの操作を指示されます。「6ケタの整理番号を入力してください」と言われた数字は、実は49万8977円で、この金額を相手に振り込んでしまいます。電話の指示に従おうとするあまり、冷静に判断ができなくなり、だまし取られるという結末です。公的機関がATMで還付金を返すという電話をかけることはありません。「ATM」「キャッシュカード」という言葉を聞いたらすぐに電話を切りましょう。

文京区では、特殊詐欺防止のため「自動通話録音機」の貸し出しを行っています。(在庫が無くなり次第終了。)この録音機を固定電話に取り付けると、呼び出し音が鳴る前に、相手に対して「この電話は振り込み詐欺防止のため、会話が自動録音されます」というメッセージが流れるので、詐欺などの被害を防止する効果が期待できます。おおむね65歳以上の方が居住する世帯が対象です。(詳しくは、危機管理課までお問合せください。)

困ったときは消費生活センターへ
TEL 5803-1106

「特定商取引法の改正がありました!」

弁護士 洞澤 美佳

1 特定商取引法とは

「特定商取引に関する法律(特定商取引法)」は、当初「訪問販売等に関する法律(訪問販売法)」という名前の法律として1976年に制定されました。

この法律は、1960年代以降、**社会問題となった訪問販売、通信販売、連鎖販売取引を規制するために制定された**ものです。制定後は、新たな消費者被害が社会問題化する度に、大幅な改正を繰り返して、規制対象を追加したり、規制内容を強化してきました。そして2000年改正で「**特定商取引法**」に改称されました。

規制されている取引

訪問
販売

通信
販売

訪問
購入

電話勧誘
販売

連鎖販売
取引

特定継続的
役務提供取引

業務提供誘引
販売取引

現在、特定商取引法で規制されている取引は、7種類(訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供取引、業務提供誘引販売取引、訪問購入)あります。

特定商取引法は、行政処分の対象となる事業者の行為規制と、クーリング・オフ制度に代表される契約トラブルを直接解決するための民事ルールの本立ての規制となっています。

ところで、2016年5月25日に改正特定商取引法(以下「改正法」)が成立し(6月3日に公布)、2017年12月1日から施行されています。したがって、施行日以降に締結された契約にはこの改正法が適用されることになります。

2 主な改正法の概要

改正法の主な内容ですが、

- (1) 悪質事業者への対応の強化等
- (2) 近年の消費者被害に対応するための各種規制対象の拡大・強化等
- (3) 「美容医療契約」の特定継続的役務提供取引への追加等が盛り込まれました。

まず(1)ですが、

(あ)「**業務禁止命令**」制度が創設されました。これは、行政処分を受けた法人の役員等が処分後に新たな法人を立ち上げて、類似の違反行為を繰り返す問題に対処するために、業務停止を命ぜられた法人の役員等に対して、新たに法人を設立して停止の範囲内の業務を継続すること等を禁止するものです。

(い)業務停止命令の期間の上限が従来の1年間から**2年間**に伸張されました。



(う)既に発生した**消費者被害の回復**に資することを目的とした**指示処分**ができることが明確化されました。

次に(2)ですが、

(あ)訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売における**規制対象が拡大**されました。具体的には、これらの取引の対象が「権利」の場合、これまでは規制の対象が政令で指定された権利(指定権利)に限定されていましたが、これが見直され、社債等の金銭債権や、未公開株式や合同会社の社員権が追加されました(これらを総称して「特定権利」といいます。)。また、特定権利には該当しない権利の販売も、一律に規制の対象外となるのではなく**「役務の提供」**として規制対象となり得ることが通達で明確化されました。具体的には、「役務の提供」とは、「労務又は便益の提供」のことであり、「権利の販売」と称するものについても、その実態が「労務又は便益の提供」であると評価される場合は「役務の提供」として特定商取引法の対象となります。従来、高齢者を中心に多くの被害を生んでいたCO₂排出権、知的財産権、シェールガスや風力発電の施設運用権、水や天然ガスの採掘権、外国の土地利用権等特定権利に該当しない権利の販売は、投資スキームの一環として、消費者からの投資を求め、投資を行った事業から得られた収益の分配(便益の提供)を約束して取引を行っているものであれば、「役務の提供」に該当するものとして、特定商取引法により規制されます。

(い)訪問販売に限定されていた過量販売規制が、**電話勧誘販売**にも追加で導入されることとなりました。

(う)特定商取引法所定の取消権の行使期間が、従来の「追認できる時から6か月」から**「1年間」**に伸張されました。

(え)**SNSのメッセージ機能**により営業所等に**誘引**した者に対する販売等が、訪問販売(アポイントメントセールス)の規制に追加されました。

(お)販売業者が、**消費者の意に反して**クレジット契約・金銭借入・預貯金の引き出しを勧める行為が禁止行為として指示対象行為に追加されました。

(か)近年、通信販売で多く見られる**定期購入の広告**につき、販売条件(「定期購入であること」「支払金額」「契約期間」等)の明記が義務づけられました。

最後に(3)ですが、特定継続的役務提供取引に**「美容医療契約」**が追加されました。ただし、全ての美容医療契約が対象となるわけではなく、提供期間が1か月超、5万円超の契約であること、対象となる術式が限定されているなど、**範囲が限定**されています。

3 注意すべき点

消費生活センターに
相談してくださいね!



改正法では、近時の消費者被害の特質を踏まえた重要な事項が盛り込まれ、救済の範囲も拡がりました。

しかし、特定商取引法が実際の取引に適用されるかどうかは、専門的な判断が必要な場合も多くあります。そのような場合は、是非消費生活センターに相談して下さい。

一歩踏み出す勇気が、自分だけではなく他の人の被害を防止するきっかけともなるのです。

～ 「消費生活出前講座」 皆さんの地域に伺います！ ～

「高齢者が巻き込まれやすい消費者トラブルを知りたい。」
 「子どもにお金や携帯電話トラブルの話をしてほしい。」などのご要望を受け、
 10人以上のグループ・団体の集まり※に、講師を派遣し出前講座を行っています。
 DVDやパンフレットを用い、わかりやすく説明します。

※高齢者クラブや会合、町会や自治会の集まり、PTA活動、新入社員研修など

講義テーマ **ご相談に応じます。** 例えば…

- ① 「文京区に多い相談事例」
- ② 「高齢者が被害にあう悪質商法対処法」
- ③ 「振り込め詐欺・架空請求」
- ④ 「携帯電話とインターネットトラブル」 など

講義時間 **10分～1時間程度**でご都合に合わせてご指定可能です。

費用 **無料**

依頼受付 希望日の4週間前までを目安に、文京区消費生活センターまでご相談ください。



文京区消費者グループ活動事業補助金について

文京区では、区内在住・在学・在勤者で構成する10人以上のグループが行う、消費者問題に関する事業の経費の一部を補助しています。交付要件がありますので詳細をお知りになりたい方は文京区消費生活センター(TEL 5803-1105)までお問い合わせください。

～ 講座のご案内 ～

消費生活推進員養成講座のお知らせ

区が実施する消費生活出前講座・イベント時や、家族・近所の方に、悪質商法の手口や生活の基礎知識を伝えてもらうなど、啓発活動にご協力いただける方を育成する講座です。講座は全10回となっております。

詳細につきましては、区報やホームページなどをご覧ください。

文京区消費生活センター

〒112-8555

東京都文京区春日1-16-21

文京シビックセンター地下2階

TEL 5803-1105 / FAX 5803-1342

相談専用 TEL 5803-1106

受付時間 9:30～16:00(月～金 ※祝日・年末年始を除く)

文京シビックセンター 最寄駅

- 地下鉄
東京メトロ丸ノ内線・南北線
→後楽園 下車
都営三田線・大江戸線
→春日 下車
- 都営バス
→春日駅 下車
- 文京区コミュニティバスBぐる
→文京シビックセンター下車

